

# 植物園内でのいわゆる婚礼前撮り撮影等について

京都府立植物園長

入園のみなさん誰もが、楽しいひとときを過ごせるよう、撮影にあたっては下記の事項を厳守してください。

お守りいただけない場合、許可の取り消し、撮影の中止等していただくことがございますので御了承ください。

## 記

### ◇ 申請等について

- ・ 撮影に当たって申請が必要です。府立植物園ホームページに掲載の「行為申請様式」に必要事項を記入の上、撮影当日に府立植物園事務室の総務課（植物園会館1階）あて申請願います。
- ・ 撮影スタッフを含めた全員の入園料が必要となります。その他の費用はいただいております。

### ◇ 撮影行為についての禁止事項

- ① 園路をさえぎったり、長時間同じ場所に留まるなど、入園者の通行や植物観賞を妨げること。
- ② 撮影用レフ板、ライトの持ち込みと使用。
- ③ 観覧温室内での前撮り撮影。
- ④ 立入禁止区域（柵やロープで囲ったところ、立て札のあるところ、生垣）内に立ち入って撮影等すること。
- ⑤ 植物に触れたり、痛めたり、スプレー等で霧をかけたり、鉢を移動することなど。
- ⑥ 植物名表示板（ラベル）や園内工作物・器材の移動や使用。
- ⑦ 園内への持ち込みが禁止されている風船、遊具等を用いた撮影。

### ◇ 撮影写真の営業を目的とする二次利用の禁止

- ・ 撮影写真を依頼者に提供する以外に、ホームページや冊子等へ掲載することについては、禁止とさせていただきますのでご注意ください。

### ◇ その他、植物園職員の指示に従ってください。